

# えのき眼科

## 診療時間:

	診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝日
午前	9時~ 12時	0	0	0	0	0	0	休
午後	3時~ 6時	0	0	0	0	0	休	休

休診日:土曜午後、日曜、祝日、お盆、年末年始

受付時間: 午前8:30~12:00 午後2:30~6:00

診療科目: 眼科

名称・開設者・管理者: 医療法人視心会 えのき眼科

理事長 榎 敏生(眼科専門医)

・生活保護指定医療機関・・労災保険指定医療機関

診療報酬 施設基準: ・コンタクトレンズ検査料1 ・ロービジョン検査判断料

・短期滞在手術等基本料1 ・医療DX推進体制整備加算

・酸素の購入価格に関する届出 ・外来・在宅ベースアップ評価料 I

・緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)

・緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))

· 緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))

## 「医療情報取得加算」について

マイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制を有し、運用しています。

# 「医療DX推進体制整備加算」について

オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を 提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報(受診歴、 薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を医師が診察室等で確認できる体制を 整備し、診療に活用します。

## 「一般名処方加算」について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、 薬剤の成分をもとにした一般名処方をおこなう場合があります。特定の医薬品の供給が 不足した場合であっても、一般名処方名によって患者様に必要な医薬品が提供しやすく なります。

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行」について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、 領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行して おります。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。発行を希望される方は、 会計窓口にてその旨お申し付けください。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点、ご理解いただき、ご家族の方等が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

#### 「コンタクトレンズ検査料1」について

当院では、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、 関東信越厚生局 指導監査課に届け出を行っています。

初診料 291点 再診料 75点 コンタクトレンズ検査料1 200点

診療医師名: 榎 敏生(眼科診療経験: 1993年から眼科診療)

## 選定療養費: 多焦点眼内レンズを使用する白内障手術

> //////-X/30 > / (C)X/33 C C/3FT 3 F/3	
テクニス オデッセイ VB Simplicity	309,000円
テクニス オデッセイ TVB Simplicity	349,000円
Clareon PanOptix	309,000円
Clareon PanOptix TORIC	349,000円
Clareon Vivity AutonoMe	309,000円
Clareon Vivity TORIC AutonoMe LT	349,000円
Fine Vision HP	309,000円
Vivinex ジェメトリック	309,000円
Vivinex ジェメトリック トーリック	349,000円
Vivinex ジェメトリックPlus	309,000円
Vivinex ジェメトリック Plusトーリック	349,000円
Acriva Trinova PRO	309,000円
TECNIS PureSee	309,000円
TECNIS PureSee Toric	349,000円

## 個人情報保護に対する、当院の取り組み:

当院では、「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守して、個人の人格村長の理念の下に下記の目的にそって、業務上必要な範囲に限り、皆様の個人情報を利用させていただきます。

## 個人情報の利用目的と範囲

- 1. 院内での利用
  - (1) 患者さんに提供する医療サービス
  - (2) 医療保険事務
  - (3) 入退院等の病棟管理
  - (4) 会計・経理
  - (5) 医療事故等の報告
  - (6) 当該患者さんへの医療サービスの向上
  - (7) 院内医療実習への協力
  - (8) 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
  - (9) その他、患者さんに係る管理運営業務

## 2. 院外への情報提供としての利用

- (1) 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス 事業者 等との連携
- (2) 他の医療機関等からの照会への回答
- (3) 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 検体検査業務等の業務委託
- (5) ご家族等への病状説明
- (6) 保険事務の委託
- (7) 審査支払機関へのレセプトの提供
- (8) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (9) 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
- (10) 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への 相談または届出等
- (11) その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用
- 3. その他の利用
  - (1) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - (2) 外部監査機関への情報提供
- ・上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、 その旨を担当窓口までお申し出ください。
- ・お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ・これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。